

親族向け 成年後見講座

成年後見制度とは？

認知症・知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対し、法律的に支援する制度です。

- ・本人に代わり、医療や福祉サービスの利用手続きや契約をすることができます。
- ・お金の出し入れを一緒に考え、各種支払いの手伝いをすることができます。
- ・不当な契約を取り消すことができます。



日時	内容
令和7年7月12日（土） 午前9時30分～午後0時30分	・成年後見制度の概要 ・法定後見制度申立て、手続きの流れ ・成年後見人の職務 ・家庭裁判所への報告 など

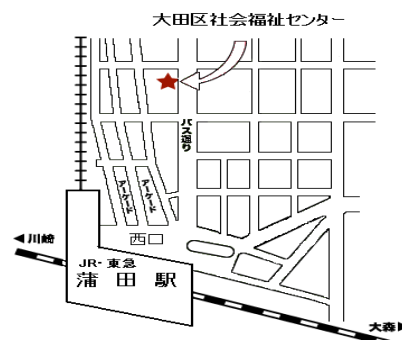
※ 今回は任意後見制度に関する説明はございません。

- 会 場 大田区社会福祉センター 4階（大田区西蒲田7-49-2）
- 講 師 司法書士 森澤 知 氏
（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート会員）
- 対 象 区内在住・在勤であり、親族の法定後見申立てを検討中で、自らが成年後見人になることを予定している方。もしくは、成年後見人である方。
- 定 員 15名（事前申込制）
- 費 用 1,000円（テキスト代）



申込み・お問合せ

大田区成年後見制度利用促進中核機関
社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
電 話 03-3736-2022
FAX 03-3736-5590



大田区社会福祉協議会では、暮らしの中の心配ごと、遺言や相続、成年後見制度等について、弁護士や公証人、司法書士による無料の法律相談(予約制)も行なっています。

福祉法律相談

◎法律問題一般の相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 40 分間相談をお受けします。

	相談内容	相談員
第 1 火曜日	日常生活上の法律問題全般	弁護士
第 2 火曜日		
第 3 火曜日		
第 4 火曜日		

◎公正証書で安心せいかつ相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 30 分間相談をお受けします。

	相談内容	相談員
第 3 木曜日	任意後見、遺言相続、尊厳死、死後事務委任、離婚給付等に関する相談	公証人

◎成年後見制度専門相談

午前 10 時から正午までの時間帯で、おひとり 1 時間相談をお受けします。

	相談内容	相談員
第 1 . 2 . 4 木曜日	成年後見制度の利用方法・後見人業務の実務等に関する相談	司法書士

◎会 場

大田区社会福祉センター5 階 (西蒲田七丁目 49-2)

◎問合せ・予約

大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター

☎ 3 7 3 6 - 2 0 2 2